

# 令和7年度宮城県電子処方箋の活用・普及促進事業

＜医療機関向け＞

電子処方箋の活用・普及を促進するため、県内の保険医療機関・薬局を対象に「電子処方箋管理サービス」の導入等に要する経費の一部補助を行います。

## 1. 事業概要

### 補助対象者

申請時点で、あらかじめ社会保険診療報酬支払基金から電子処方箋管理サービスの導入等に係る費用の補助金の交付決定を受けている県内の医療機関

※医療機関の開設者が次のいずれかに該当する場合は対象外となります。

- ① 暴力団排除条例（平成22年宮城県条例第67号）に規定する暴力団又は暴力団員等
- ② 県税に未納がある者
- ③ 医療提供体制設備整備交付金実施要領（電子処方箋管理サービス）の「第10 決定の取消し」により補助金の交付を取り消された者
- ④ 既に当該補助金の交付を受けた者。ただし、既に下記補助対象経費(1)の事業に係る補助金の交付を受けた者が、新たに(2)の事業に係る補助金の交付を受けようとする場合を除く。

### 施設区分 補助率 補助上限額

施設区分	補助率	(1)初期導入	(2)新機能	(3)同時導入
大規模病院 (病床数200床以上)	6分の1	811,000円	226,000円	1,003,000円
病院 (大規模病院以外)	6分の1	543,000円	167,000円	676,000円
診療所	4分の1	97,000円	61,000円	135,000円

### 交付の条件

- オンライン資格確認等システムを運用開始した上で、電子処方箋管理サービス利用できる環境を整備し、実際に電子処方箋管理サービスを継続して利用すること。
- 電子処方箋に関する取組として、ポスター掲示、デジタルサイネージ等での広報資材の表示に協力すること。

※ 補助対象経費や交付条件の詳細については、宮城県のホームページをご覧ください。

## 2. 申請方法等

### 提出書類

- 宮城県のホームページに申請方法等を掲載しますので、ご参照ください。  
<https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/yakumu/denshihozyokin.html>
- ① 補助金交付申請書兼補助事業実績報告書  
<添付書類>
- ② 社会保険診療報酬支払基金が交付する補助金交付決定通知書の写し
- ③ 領収書の写し及び領収書内訳書の写し
- ④ 振込口座情報がわかる通帳のページの写し
- ⑤ 電子処方箋に関する取組として、ポスター掲示、デジタルサイネージ等での広報資材の表示を実施したことを示す写真等

### 申請受付期間

令和7年7月1日（火）から令和8年1月31日（土）まで

### 申請方法

- 申請は、医療機関の開設者が行ってください。
  - 県内で複数の医療機関を開設している場合は、交付対象となる医療機関毎に申請してください。
  - 申請書はみやぎ電子申請サービス（LoGoフォーム）により提出してください。  
郵送・メールでは受け付けておりません。
- 申請フォーム <https://logoform.jp/form/GQGB/1043790>  
\* 7月1日（火）からURL・二次元バーコードが有効になります。

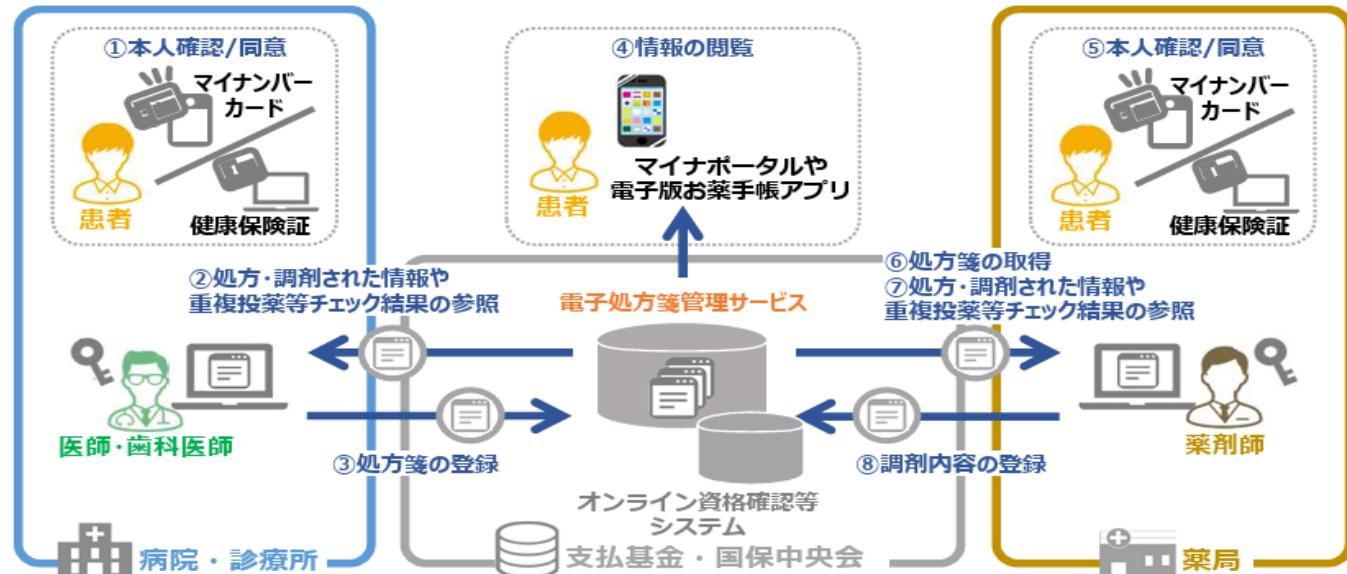


## 3. 問い合わせ先

宮城県保健福祉部医療政策課【受付時間：午前9時～午後5時（土日祝を除く）】  
＜電話番号＞ 022-211-2617

## <電子処方箋とは>

電子処方箋とは、電子的に処方箋の運用を行う仕組みです。複数の医療機関や薬局で直近に処方・調剤された情報の参照、それらを活用した重複投薬等チェックなどを行えます。

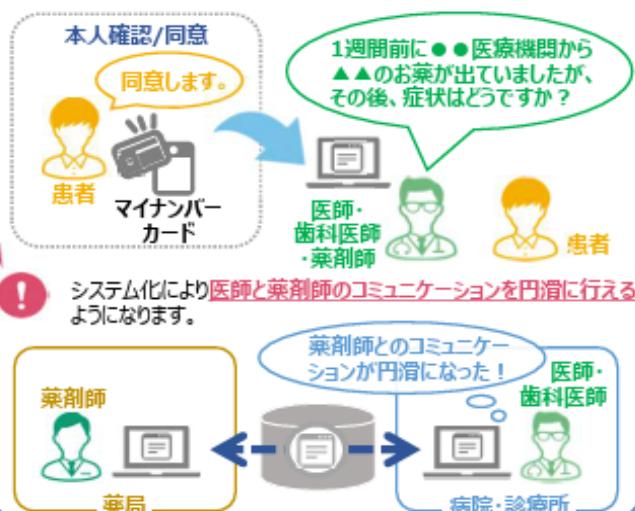


## <電子処方箋でできるようになること>

直近の患者情報を踏まえた処方・調剤や、医療機関・薬局間の円滑なコミュニケーション、より効果のある重複投薬等の抑制を行えるようになります※1。

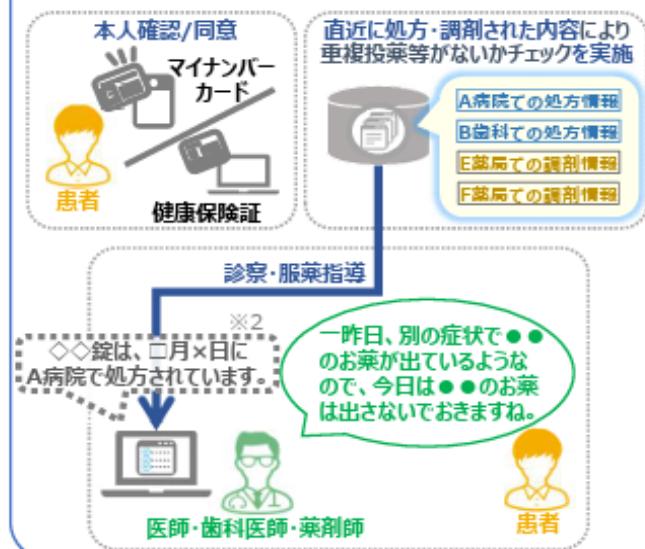
### 直近の患者情報を踏まえた診察・処方

マイナンバーカードで患者本人の同意を得た場合は、オンライン資格確認等システムで参照できる情報に加え、複数の医療機関や薬局で直近に処方・調剤された情報の参照が可能になり、より患者に寄り添った対応を行うことができるようになります。



### 重複投薬等の抑制

医療機関・薬局を跨いた情報共有により、より実効性のある重複投薬等の防止が可能になります。



※1 すべての医療機関・薬局に電子処方箋が普及した状態のイメージとなります。

※2 受付方法（マイナンバーカード/健康保険証）問わず、重複投薬等チェックの結果を確認できますが、マイナンバーカードで受付を行った患者が過去のお薬の情報提供に同意した場合又は未・不同意の場合でも重複投薬等チェックでアラートが出た場合に口頭等で閲覧に同意が得られた場合に限り、処方・調剤するお薬が過去のどのお薬と重複投薬等にあたるか確認できます。

(厚生労働省 医療機関・薬局のみなさまへ 今こそ導入、電子処方箋 引用)

## <関連リンク>

- ◆ 厚生労働省 電子処方箋ホームページ（メリット、導入事例等）  
(<https://www.mhlw.go.jp/stf/denshishohousen.html>)
- ◆ 厚生労電子処方箋に関する周知素材（ポスター等）  
([https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/denshishohousen\\_sozaish.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/denshishohousen_sozaish.html))
- ◆ 社会保険診療報酬支払基金、国民健康保険中央会 医療機関向け総合ポータルサイト（導入・運用、支払基金補助金等）  
([https://iryohokenjyoho.service-now.com/csm?id=ep\\_top](https://iryohokenjyoho.service-now.com/csm?id=ep_top))